

特許協力条約（PCT） 国際段階からの国内移行 実務と注意点

毛利峰子

上級法務官

PCT法務・ユーザリレーション部

世界知的所有権機関（WIPO）

2025年11月20日

WIPO PCT セミナー（オンライン）

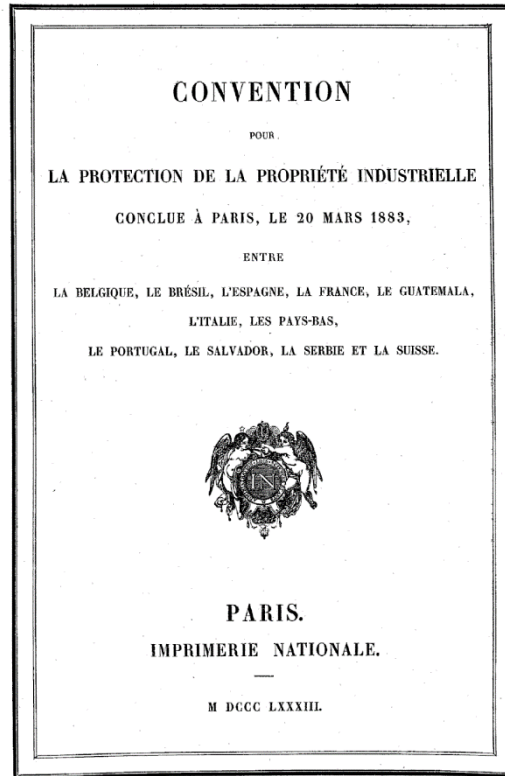


目次

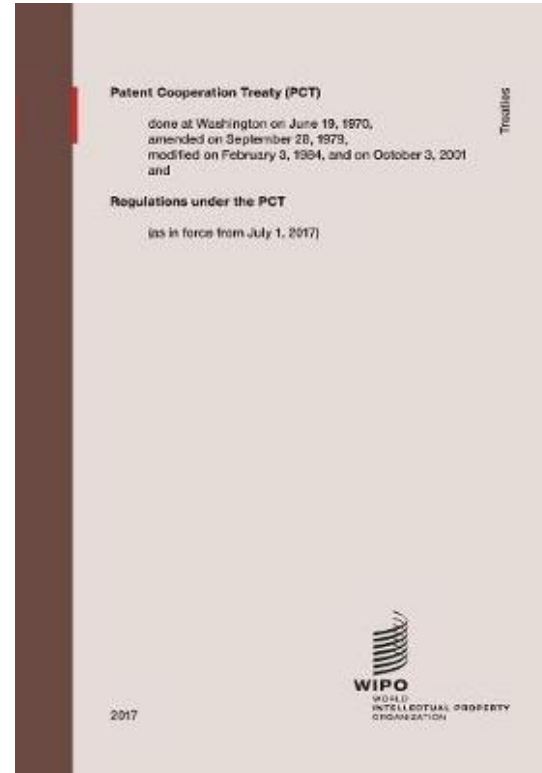
- PCTの国際段階と国内段階
- 国内移行に関する判断要素
- 国内移行の準備
- 国内移行の要件
- 国内移行の期限（クイズ）
- よくあるご質問：翻訳、申立て、補正

複数の国で特許保護を受ける可能性－２つの選択肢

パリ条約（1883年）



特許協力条約(PCT)（1970年）



パリ条約とPCTは
WIPOが管理する
国際条約

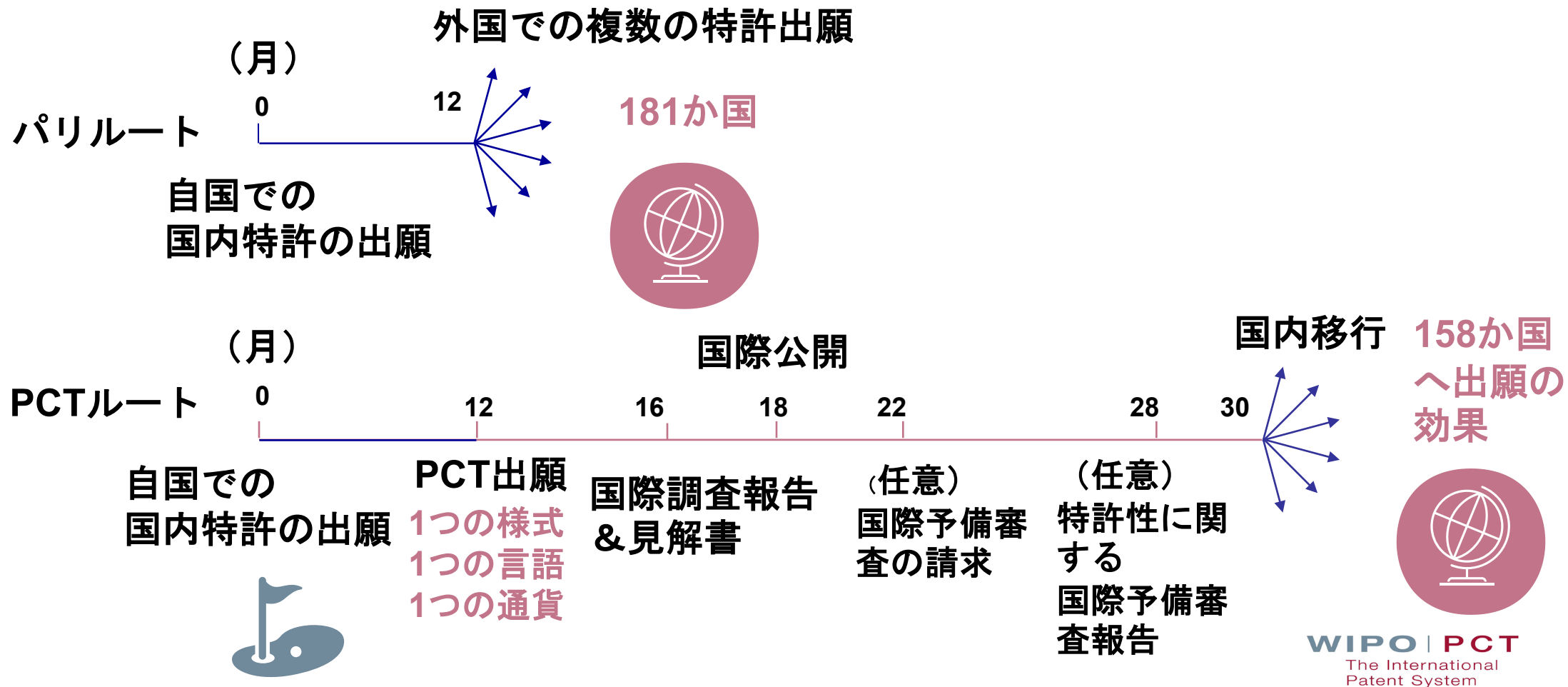
PCTはパリ条約の特別の
取り決め（PCTにはパリ
条約の同盟国でなければ
加盟できない）

PCT・パリ条約・WTO加盟国リスト：

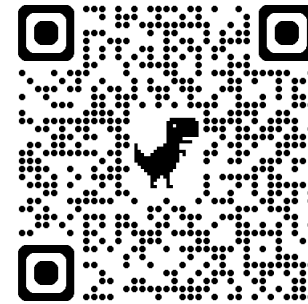
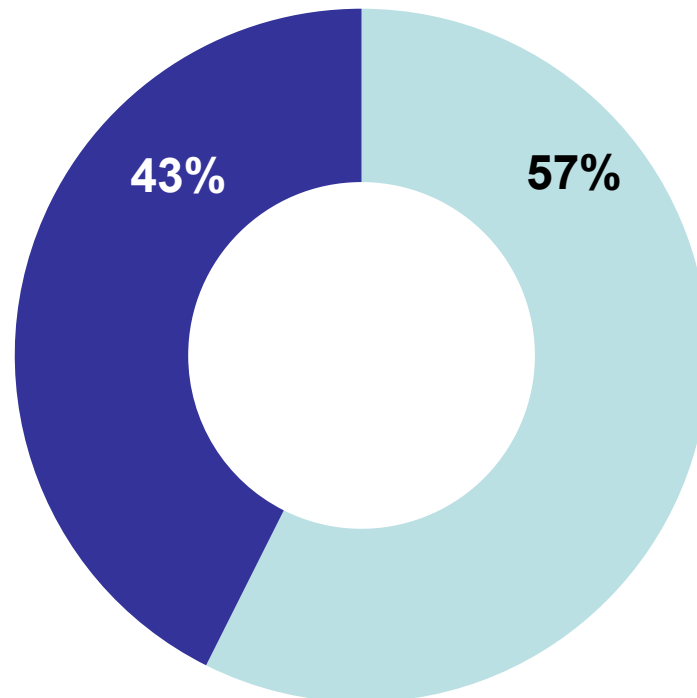


WIPO | PCT
The International
Patent System

複数の国で特許保護を求める方法 パリ制度 vs. PCT制度



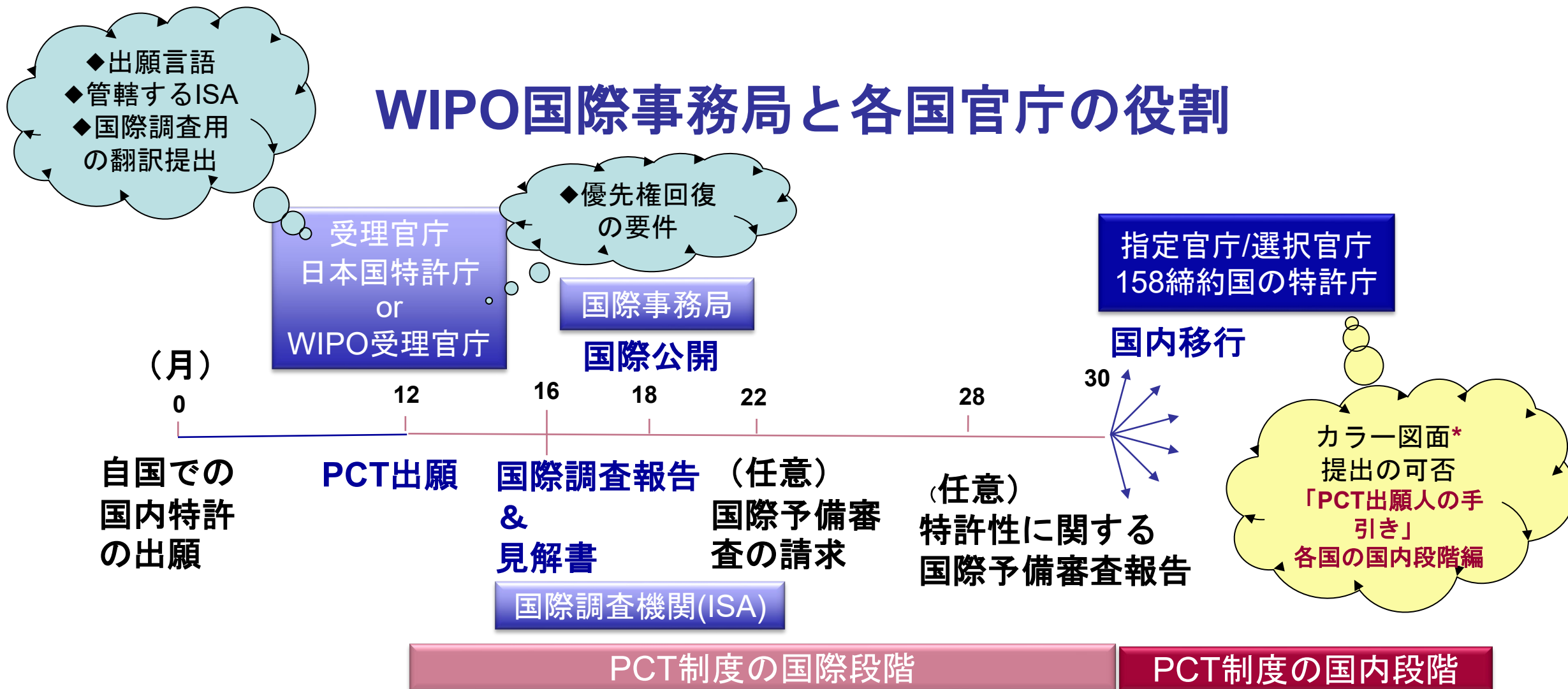
約57.4%の海外特許取得はPCTルートで行われています (2023年)



PCT年次報告

- PCT 出願
- パリ条約による出願

WIPO国際事務局と各国官庁の役割



質問: 発明の説明のためにグレースケール又はカラー図面を使用したい。対処方法はありますか。

PCTニュースレター2019/4月号「実務アドバイス」

カラー図面*: PCT規則上は黒のみ (規則11.13(a))。国際事務局で常に白黒に変換した上、国際公開。但し一部の受理官庁 (WIPO等) はカラー図面を受理。パテントスコープにカラー図面も掲載される。



国内移行に関する判断要素

■ 権利取得について

- 国内移行するか否か
- 国内移行先の決定（現在・将来の市場、競合他社の製造地、販売先の国・地域）

質問: 国内移行先を決める方針・考え方をご教示ください。コストを考慮した国内移行先の戦略。

■ 国内移行の時期：いつ移行するか

- 優先日から30月の期間 (31月が期限となる国もある)
- 国内段階への早期移行と早期審査請求の可能性も考慮する

■ 移行先 (指定/選択官庁)

- PCTに加盟する国の国内官庁・広域官庁
- 特許審査ハイウェイの可能性 (PCT-PPH)

国内移行の準備（1）

- 国内移行の準備は可能な限り早めに行う
 - 国際公開の請求の範囲、明細書、図面等に間違いはないか
 - 国際事務局に相談
 - 書誌情報：特に出願人の氏名(名称)の表示を再度確認
 - 誤記・出願人の変更等により記録の変更が必要な場合には規則92の2に基づく変更請求を行う（30月経過前に）
- 現地代理人に関連書類・情報をすべて提供する (ePCT経由でも可能)
- 現地代理人への指示
 - 国内段階におけるそれぞれの特許制度に応じた補正
 - 特許実体審査に関する方針・戦略
 - 現地代理人に継続して書類・情報を提供する

国内移行の準備（２）

慣れない国内移行手続きに関連して、現地代理人が予期しない書類等を要求する場合の対応策

■ 根拠が明らかな場合:

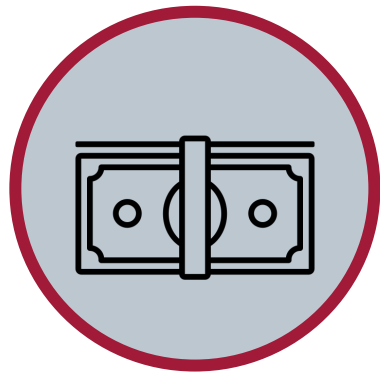
- 優先権書類原本
(国際段階で所定の期間内に提出されなかった場合)
- 規則92の2に基づく記録変更に関する証拠

■ 根拠が明らかではない場合:

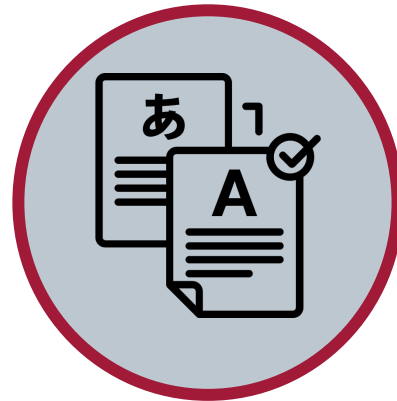
- 国内官庁による要求か現地代理人の要求か
- WIPO国際事務局・PCT法務・ユーザリレーション部に相談

国内移行の要件 (第22条(1) 及び第39条(1)(a))

- 各国の国内法が定める期間内に以下を提出:



国内手数料の支払い



翻訳文
(該当する場合)



PCT国際出願の写し
(国際公開前の国内移行)

国内段階 (各論)



国内移行の期限 クイズ 第1問

Q 1. PCTの国内移行は優先日から30月待たなければならないので、早期に外国で特許を取得したい場合はパリルートを選んだほうが良いですか？

Yes No

解説：

早期国内移行の請求をすることにより、PCT出願後いつでも国内移行できる。国内官庁は、出願人の請求により優先日から30月を待たずに国内出願としての扱いを始めることができる（PCT23条、40条）。

国際公開前の国内移行に際しては、国際出願書類の提出・取寄せ請求、審査請求時の国際公開、国内公表の要件等に要注意。



国内移行の期限 クイズ 第2問

Q2. PCTの国内移行は最初の出願日（優先日）から30月が期限です。PCTの国際段階で、国際調査報告や国際予備審査報告の作成期限が守られず、出願人の報告の入手が遅れた場合には、30月の期限も延長されますか。

Yes No

解説：

30月の国内移行の期限は、国際段階の報告書作成等が遅滞した場合であっても、延長されることはない。



国内移行の期限 クイズ 第3問

Q3. PCT出願人の手引き一国内段階編一に、ルクセンブルクへの国内移行は20月と記載がありました。すべての締約国への移行期間は30月と信じていたために20月の期間を逃してしまいました。何か方策または救済手段はありますか。

Yes No

解説：

EPO経由でルクセンブルクへ国内移行することができる。または、ルクセンブルク国内移行の手続きで権利の回復を請求する。その際には、「相当な注意」の要件が必要となる。

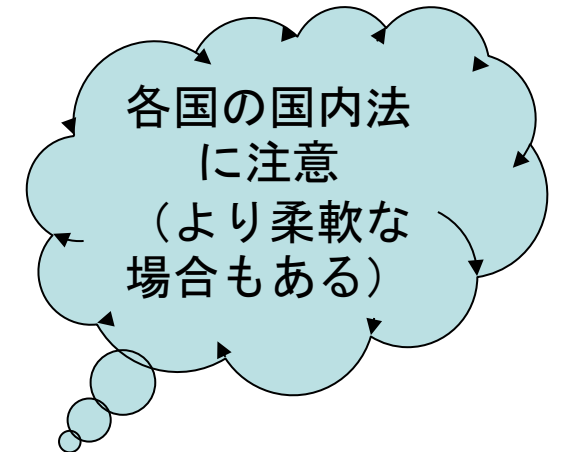
国内移行の期限

- 早期国内移行/早期審査の請求が可能
- 国内移行の期限（30月）は、国際段階における手続の遅延にかかわらず適用される
- 移行期限を徒過した場合の救済措置:
 - 規則49.6に基づく権利の回復の適用?
 - やむを得ない事情「故意ではない」「相当な注意」
どちらの事由に該当?
 - 適用される期限：1年間又は正当な理由がなくなった日から2月以内
 - 規則49.6が適用されない場合

規則49.6に基づく権利の回復が適用されない官庁

- 国内法令との不適合に関する通知がなされた指定/選択官庁 (規則49.6(f)):

CA	カナダ	LV	ラトビア
CN	中国	MX	メキシコ
DE	ドイツ	NZ	ニュージーランド
IN	インド	PH	フィリピン
KR	大韓民国	PL	ポーランド



- これら官庁に適用される国内法令では、権利の喪失に対する保護規定を、別の形態で用意している可能性がある

□ 詳細は「PCT出願人の手引」国内段階の概要（各国の付属書）を参照



例えば、カナダでは指定官庁として規則49.6の適用を不適合とするが、カナダ特許法154(3)の下で12か月間、手数料の支払いを条件として権利の回復を請求できる可能性がある

よくあるご質問：翻訳、申立て、補正（1）

翻訳

国内段階（各論）

- 明細書、請求の範囲及び要約の翻訳：
多くの官庁は出願時の国際出願の翻訳文及び補正後の国際出願の翻訳文の提出を要求
- 図面に含まれる文言の翻訳
- 翻訳は正確でなければならない。
但し、翻訳に間違いがあった場合には、出願時の国際出願に基づいて誤訳訂正が可能

参考：優先権書類の翻訳文 (規則51の2.1(e))が必要となる場合もある
例えば、国際段階で引用による補充が行われた場合、等

申立て

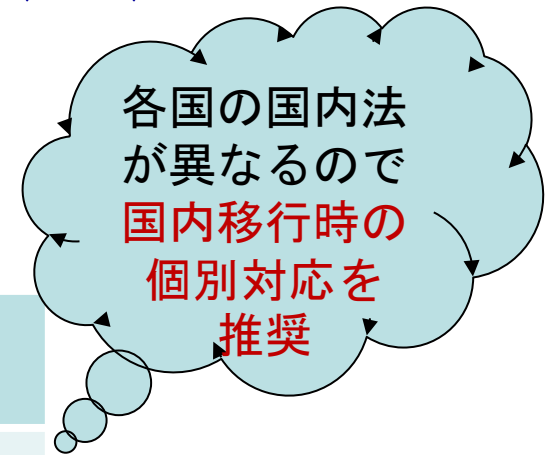
- 国際段階の規則4.17の申立て⇒国内段階で提出を要する書面を国際段階で準備
例えば、発明者である旨の申し立て、新規性喪失の例外に関する申立てと国内法

よくあるご質問：翻訳、申立て、補正（2）

申立て

要注意：新規性喪失の例外に関する申立て（規則4.17(v)）を国際段階で行うか否か

	新規性喪失の例外規定	猶予期間	例外規定の対象となる公開手段
米国	有り	12月	制限なし
中国	有り	6月	中国政府が認定する国際展示会、学術会議等、極めて限定される
欧州	有り	6月	万博博覧会での展示等、極めて限定される
日本	有り	12月	制限なし
韓国	有り	12月	制限なし



よくあるご質問：翻訳、申立て、補正（3）

補正 国内段階（各論）

- PCT制度では国内段階においても補正の機会が確保されている
 - 手続きは各国の国内法による
 - 補正が許される期限に注意する

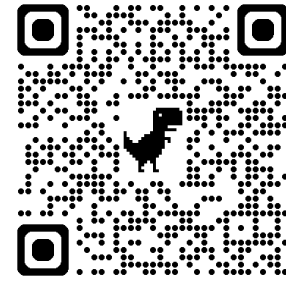
- 補正の可否は各国の「法制度」や「審査運用」に依存する
 - 例えばインド特許法の下では、補正は基本的に誤記訂正や明確化に限られる

- 請求項数にかかる手数料削減のために請求項数を減らすことも検討
 - 特殊な例：DE（国際出願時の請求項数）
IN（19・34補正が行われた場合は当該補正時の請求項数） など

（参考資料） PCT出願人の手引き「国内段階の概要」と各国の附属書



PCT Advanced Seminar (英語で開催)



過去のセミナー：
(動画と資料がご覧いただけます)

■ 最新統計、国際出願のベストプラクティスと
様々なセーフガード

■ USPTOへの移行：2025年年開催



■ EPOへの移行：2023年開催



お気軽に日本語でお問合せください

■ PCT制度に関する一般的なご質問

□ PCTインフォメーションサービス (Infoline):

Tel: +41 22 338 83 38

E-mail: pct.infoline@wipo.int

■ ePCTに関するご質問

□ PCT電子サービス (eServices) ヘルプデスク:


Tel: +41 22 338 95 23

E-mail: pct.eservices@wipo.int

■ WIPO発行する各種ニュースレター配信登録

<https://www.wipo.int/newsletters/ja>

© WIPO, 2025

 Attribution 4.0 International (CC BY 4.0)

The CC license does not apply to non-WIPO content in this presentation.